

(仮称) 小平市第二次下水道プラン
～快適な生活環境を支える下水道～
(素案)

【 目 次 】

第1章 計画策定の背景と目的	1
第2章 計画の位置づけと計画期間	4
1 計画の位置づけ	4
2 計画期間	5
第3章 下水道をとりまく現状と課題	6
1 汚水処理に関する状況	6
2 雨水排除に関する状況	10
3 地震に関する状況	19
4 合流改善に関する状況	22
5 資源・エネルギー循環に関する状況	24
6 維持管理に関する状況	27
7 環境学習・普及啓発に関する状況	31
8 下水道経営に関する状況	33
9 気候変動が及ぼす下水道への影響と適応策	38
第4章 基本理念及び基本方針	39
1 基本理念	39
2 基本方針	40
第5章 施策の展開	42
基本方針Ⅰ 環境に配慮したまちづくり	
1 汚水処理対策	42
2 合流式下水道改善対策	44
3 資源・エネルギーの有効活用	47
4 施設の適正管理	50
基本方針Ⅱ 安心して暮らせるまちづくり	
1 浸水対策	53
2 地震対策	57
3 施設の老朽化対策	60
基本方針Ⅲ 環境意識が高いまちづくり	
1 環境学習の充実・普及啓発	64
基本方針Ⅳ 効率的で健全な下水道経営の推進	
1 経営の効率化・財政の健全化	66
2 公営企業会計の運用	67
第6章 経営戦略	69
1 経営戦略	69
2 収支計画（投資・財源計画）	84
第7章 施策の進捗管理	94
1 市民・事業者・行政の連携による小平市第二次下水道プランの推進	94
2 施策の推進に向けて	94
3 各施策の目標数値等	95
附属資料	100
1 用語説明	101

注. 文中の語句右上の※については、巻末で用語解説を行っている語句を示しています。

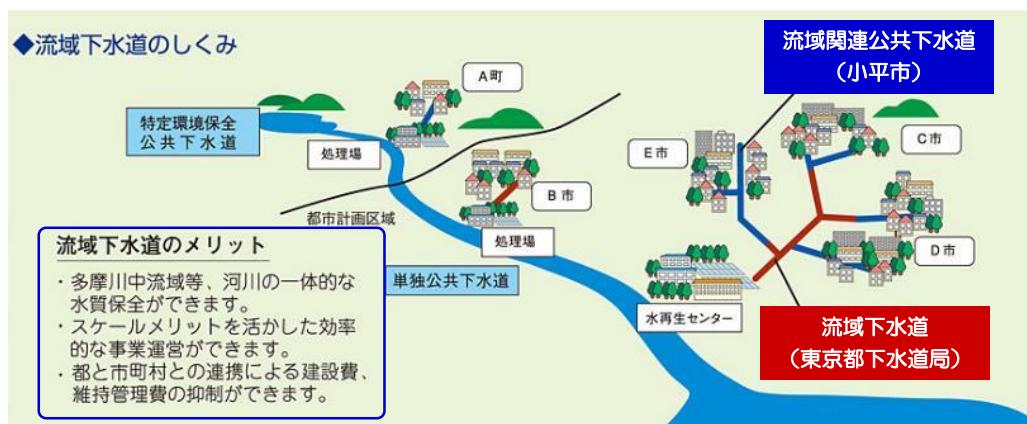
第1章 計画策定の背景と目的

小平市は、ほぼ平坦な地形であり、また、市域内唯一の河川である石神井川は延長わずか600mのため雨水の放流先がない等、地形的に雨水排水に適していないことから、浸水対策には苦慮してきました。

また、昭和30年代以後の急激な人口増にともない汚水処理及び雨水排除についての問題が深刻化し都市基盤としての下水道整備が急務となりました。

こうした中で小平市では、公共下水道※事業を市政の最重要施策として位置づけ、『流域関連公共下水道』として、昭和45（1970）年度から多摩川流域下水道北多摩一号処理区関連（以下、「北多摩一号処理区関連」という）（汚水・雨水）、昭和57（1982）年度から荒川右岸東京流域荒川右岸処理区関連（以下、「荒川右岸処理区関連」という）（汚水）の公共下水道事業に着手しました。昭和50（1975）年10月には北多摩一号処理区関連の一部区域の供用開始を行い、平成2（1990）年度には汚水整備が100%に達しました。

荒川右岸処理区関連の雨水整備については、平成4（1992）年度から事業に着手し、過去に浸水被害歴のある地区を中心に雨水管きょ整備を実施してきました。



出典：「東京都下水道局ホームページ」の図に加筆

図 1-1 流域下水道の概要

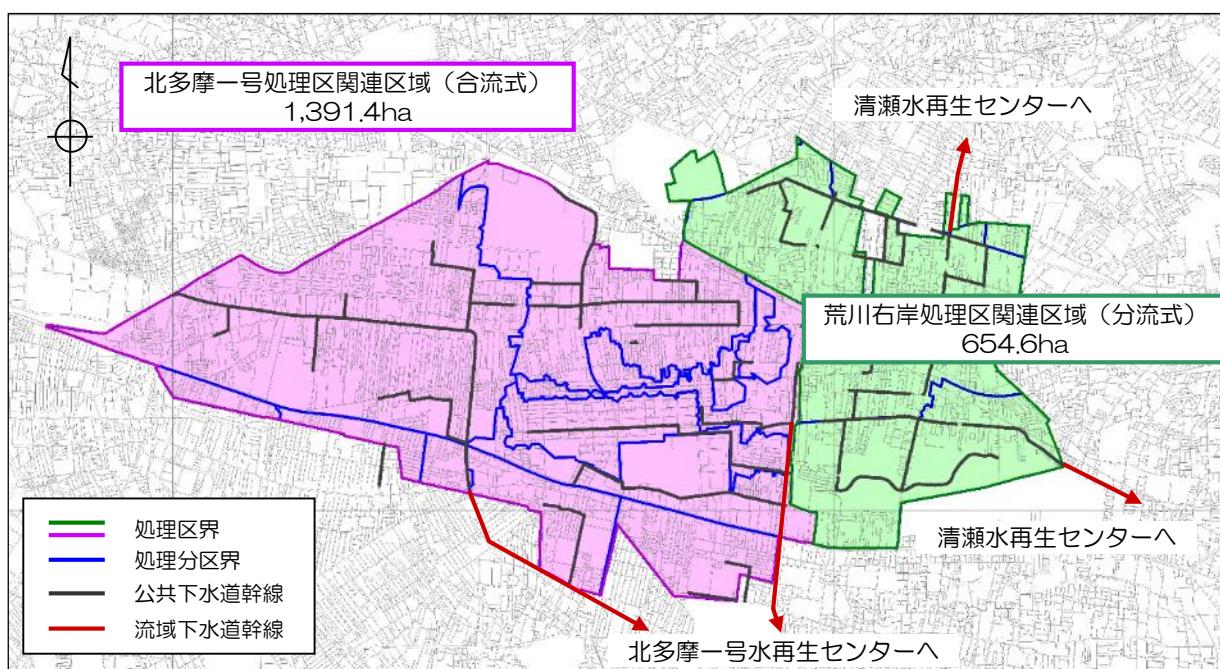


図 1-2 公共下水道（汚水）区域の概要



(汚水幹線整備（下水貫通式）)

写真1-1 公共下水道整備状況

なお、これまでの整備により小平市が保有する管路の延長は、令和元（2019）年度末時点で約533kmに及んでいます。今後、市民が快適な生活を続けていくためには、この膨大なストックを維持管理し質の高いサービスを提供し続ける必要があります。下水道事業に係る費用については、その公共的役割と私的役割を考慮した「雨水公費・汚水私費」の考え方に基づき、基本的に雨水に係るものは一般会計繰入金※で、汚水に係るものは、下水道の受益者である市民からの下水道使用料※で負担することとなっています。

したがって、これらのストックを次世代に引き継いでいくためには、下水道が果たす役割や効果について市民の理解を得る必要があります。小平市では、平成7（1995）年度に下水道普及率※が100%になったことを記念した「小平市ふれあい下水道館」を建設し、下水道の役割や水環境について情報発信する場として活用し多くの小学校の社会科見学等にも利用され、これまでに市内外から50万人以上の方々に来館していただきました。

また、人口の減少に伴い下水道使用料の減少が予想される厳しい財政状況の中、今後も引き続き効率的かつ効果的に下水道事業を運営していくことが求められます。このような下水道事業を取り巻く環境を踏まえ、中・長期的視点に立った市の下水道のあり方（方向性）を示すため、「小平市下水道プラン」（計画期間：平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）を平成22（2010）年度末に策定し、計画的な事業運営に努めてきました。

小平市下水道プラン策定後の平成26（2014）年7月には、国により「水循環基本法」が施行されました。その理念は、『水は循環の過程において地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることから、健全な水環境の維持または回復のための取組を積極的に推進する』というものです。下水道もこれらの理念に基づき、水循環の要の一つとして大きな役割を果す必要があります。

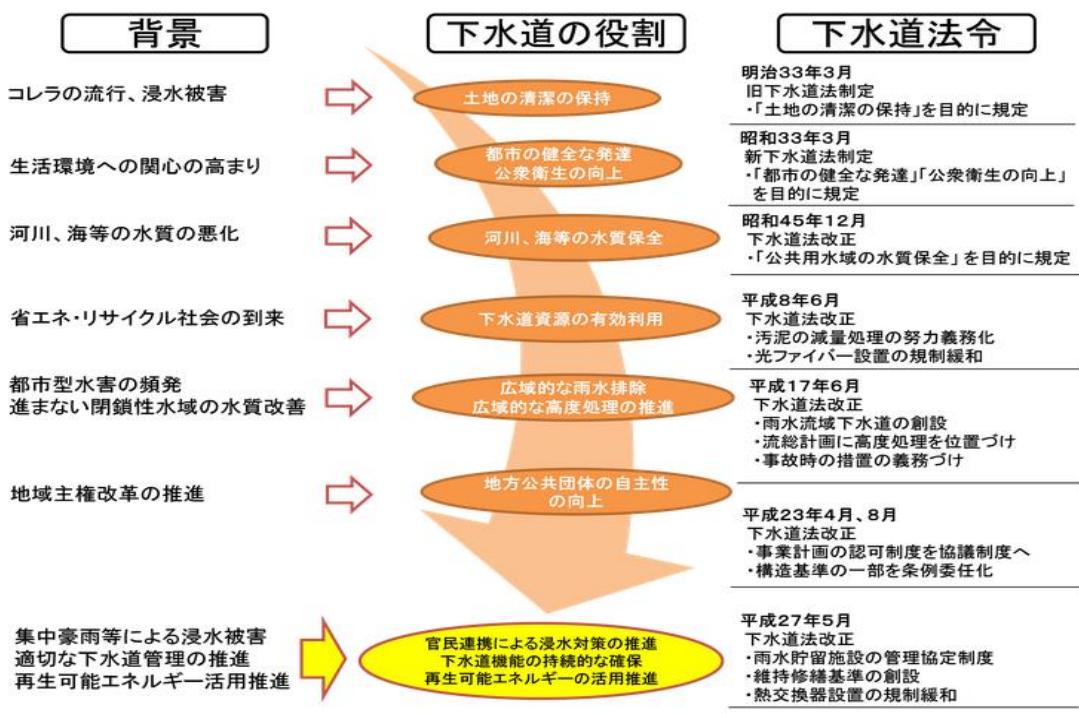
さらに、平成27（2015）年5月には「下水道法」や「水防法」等が改正され、多発する浸水被害への対応、老朽化対策による下水道施設の適正管理のほか、これまでの下水を速やかに排除するという下水道の役割に加え、新たな付加価値の創出として、再生可能エネルギーの活用促進等が示されました。同年11月に国土交通省は、近年の地球温暖化※の進行がもたらす気候変動により懸念される影響に備えるため、「国土交通省気候変動適応計画」を策定し、各分野における具体的な適応策を示しました。

本計画は、小平市下水道プランの計画期間が令和2(2020)年度末で終了することから、これまでの取組に対する評価・整理を行うとともに、新たな課題や国、東京都による下水道施策の方向性を見据え、小平市下水道プランの改定計画として『小平市第二次下水道プラン』(計画期間：令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)を策定するものです。

なお、本計画では、平成31(2019)年4月に官庁会計から公営企業会計※に移行したことで明らかになる経営指標等をもとに、中・長期的な観点から財政見通しの検討を行い、下水道経営の効率化・財政の健全化を達成するための経営戦略※を併せて示します。

小平市下水道のあゆみ

昭和41年	東京都にて北多摩一号幹線都市計画決定
45年 5月	小平市公共下水道（北多摩一号処理区関連）都市計画決定
10月	小平市公共下水道（北多摩一号処理区関連）事業認可取得
47年 12月	東京都にて荒川右岸流域下水道都市計画決定
50年 10月	北多摩一号処理区関連の一部区域（上水南町）供用開始
54年 11月	小平市公共下水道（荒川右岸処理区関連）都市計画決定
57年 2月	小平市公共下水道（荒川右岸処理区関連）【汚水】事業認可取得
平成3年 3月	小平市公共下水道（北多摩一号処理区関連）及び 小平市公共下水道（荒川右岸処理区関連）【汚水】の整備完了
10月	小平市公共下水道（荒川右岸処理区関連）【雨水】事業認可取得
7年 10月	「小平市ふれあい下水道館」開館
22年 3月	小平市下水道プラン策定
26年 3月	小平市下水道長寿命化基本構想策定
31年 4月	公営企業会計へ移行
令和2年 2月	「小平市ふれあい下水道館」来館者数50万人達成
3月	小平市下水道ストックマネジメント実施方針策定



出典：「国土交通省ホームページ」

図1-3 下水道の役割とその変遷

第2章 計画の位置づけと計画期間

1 計画の位置づけ

本計画は、小平市の下水道における基本方針や施策の方向性について示すもので、今後、下水道事業を展開する上での基本となるものです。

国は、平成 17（2005）年 9 月に『下水道ビジョン 2100』を策定し、持続可能な循環型社会を構築するため、これまでの「普及拡大」中心の 20 世紀型の下水道から、「健全な水循環※と資源循環」を創出する 21 世紀型下水道への転換を目指すべきという方向性を示しています。

また、小平市下水道プラン策定後の平成 26（2014）年 7 月には、国内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ『新下水道ビジョン』が策定されました。この計画は、下水道の使命、長期ビジョン及び今後 10 年程度の目標及び具体的な施策（中期計画）を示しています。長期ビジョンとしては、持続的発展が可能な社会の構築に貢献するという下水道の使命を打ち出しています。中期計画で掲げられている主な施策については、「持続可能な下水道経営」、「防災対策・減災対策一体の災害対策」、「下水道の見える化」といった視点が加えられています。

さらに、平成 29（2017）年 8 月に策定された『新下水道ビジョン加速戦略』では、新下水道ビジョンの実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により 5 年程度で実施すべき 8 つの重点項目及び基本的な施策がまとめられました。8 つの重点項目の各施策の連携と「実践」「発信」を通じ、産業の活性化、さらなる施策の拡大、国民生活の安定・向上につなげるため、施策のスパイラルアップを図るものとしています。

本計画では、これらの施策の方向性を踏まえつつ、『(仮称) 小平市第四次長期総合計画』のめざす将来像“つながり、共に創るまち こだいら”を実現すべく、小平市の下水道が抱える課題やその他の各種関連計画に基づき、下水道が目指すべき方向と取組方針等について示します。

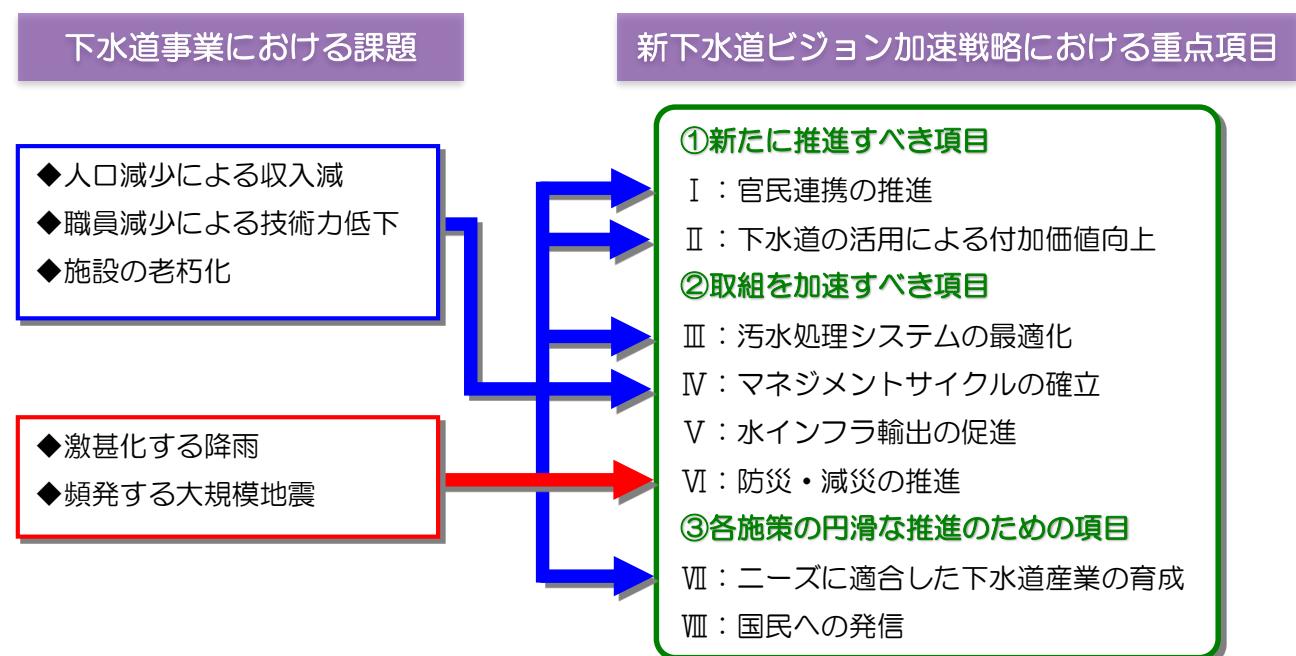


図 2-1 下水道事業における課題と新下水道ビジョン加速戦略における重点項目

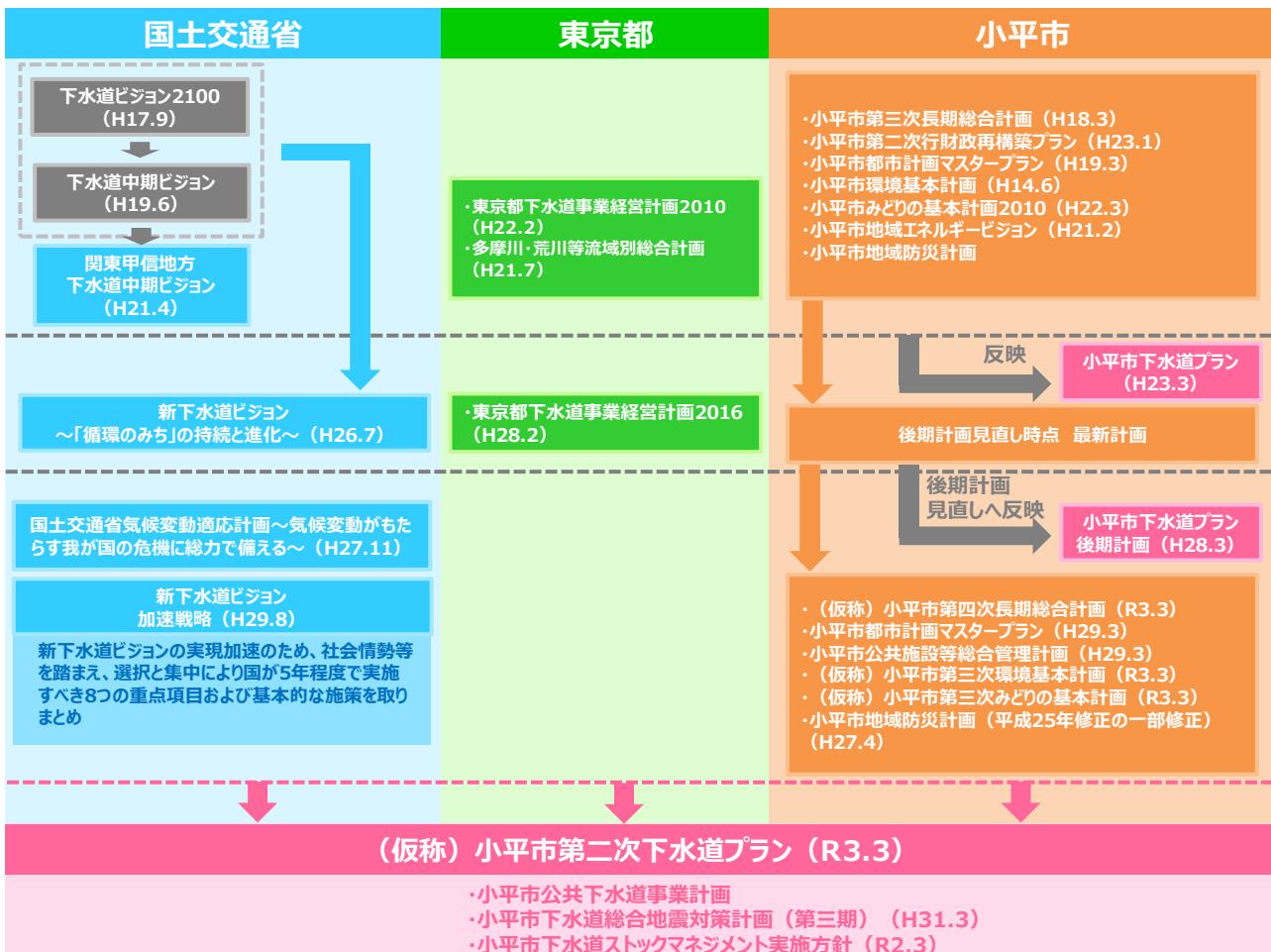


図 2-2 計画の位置付け

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、そのうち、前半の5年間を前期、その後の5年間を後期として各期間で行う施策を示します。

また、施策の検討においては、長期的な視点も加味する必要があることから、計画期間以降の施策の方向性についても併せて示します。

表 2-1 計画期間

項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
(仮称) 小平市第二次下水道 プラン										

前期計画